

警察職員の公務中における交通事故に伴う賠償事案の処理要領について（例規）

〔最終改正 平成19.3.30 例規務第8号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、警察職員の公務中における交通事故に伴う賠償事案を適正かつ円滑に処理するため、その処理要領について必要な事項を定めたもので、昭和49年9月2日から実施しています。